

医療法第 70 条の 2 の規定による地域医療連携推進法人の
認定申請にかかる「医療連携推進方針」に対する意見について

■対象となる法人

法人名：一般社団法人アゼリアひまわりネット
代表理事：河村 禎人
所在地：大阪市港区三先一丁目 10 番 30 号
医療連携推進地域：大阪市二次医療圏（西部基本保健医療圏）
（大阪市港区、大正区）
医療連携推進方針：別紙のとおり

■認定要件

地域医療連携推進法人制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された制度であり、認定された法人は、策定した「医療連携推進方針」に沿って、医療連携推進業務を行うことが求められます。

大阪府としては、医療連携推進方針、医療連携推進業務の内容、当該法人の構成要件（参加法人数、社員・役員の構成、経理的・技術的要件、議決権等）、地域医療連携推進評議会の設置等の要件について審査します。

■大阪府大阪市西部保健医療協議会の意見聴取について

令和 6 年 1 月 19 日に開催された大阪府大阪市医療・病床懇話会において、一般社団法人アゼリアひまわりネットから認定申請について説明を行いました。

大阪府では、地域医療連携推進法人の認定申請があった場合、大阪府医療審議会医療法人部会に諮問したうえで認定を行うこととしていますが、同部会への諮問に際しては、当該法人の所在する二次医療圏における保健医療協議会に「医療連携推進方針」の内容について意見聴取し、当該圏域の意見を添えて諮問することとしています。

■意見について

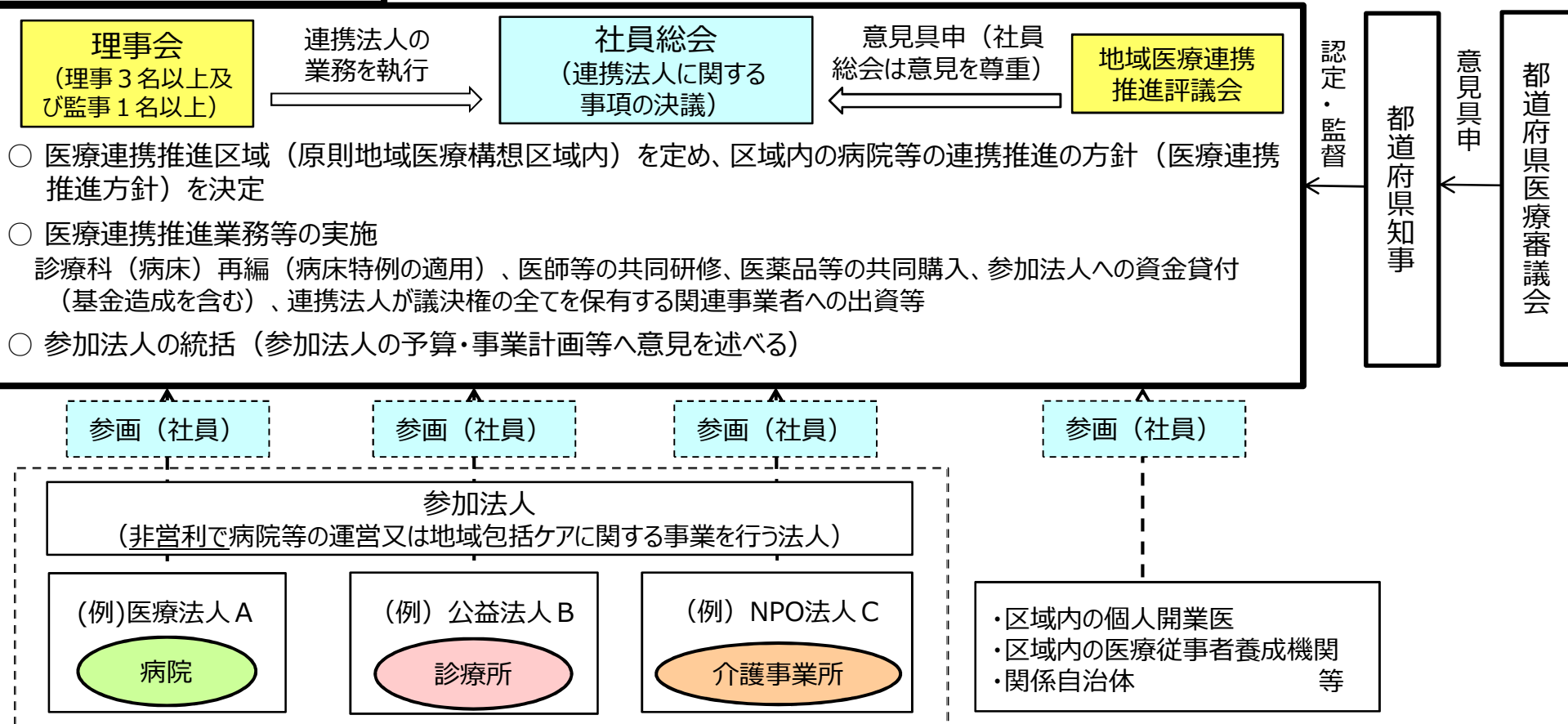
一般社団法人アゼリアひまわりネットの「医療連携推進方針」について、同意の賛否（同意の条件を含む。）についてお伺いします。

地域医療連携推進法人制度の概要

厚生労働省HPより

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定(認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

一般社団法人の概要

名称	一般社団法人アゼリアひまわりネット		
所在地	大阪市港区三先一丁目10番30号		
医療連携推進区域	大阪市二次医療圏(西部基本保健医療圏)(大阪市港区、大正区)		
医療連携推進方針	別添1のとおり		
	氏名		所属・役職名
役員 の 状 況	代表理事	河村 禎人	医療法人尚信会 理事長
	理事	樫原 秀一	医療法人邦明会 理事長
	理事	宮崎 義雄	医療法人尚信会 医師
	監事	奥村 隆司	一般社団法人大阪市港区医師会 議長
		法人名等	医療機関名等
社員 の 状 況	病院等を開設する参加法人	医療法人尚信会	医療法人尚信会 整形外科河村医院
		医療法人邦明会	医療法人邦明会 樫原クリニック
	介護施設等を開設する参加法人		
その他の社員			
	氏 名	所属・役職名	備 考
評 議 会 の 状 況	出雲谷剛	一般社団法人大阪市港区医師会副会長	診療に関する学識経験者の団体
	高瀬卓志	一般社団法人大阪市港区医師会理事	診療に関する学識経験者の団体
	平尾清司	一般社団法人大阪市港区歯科医師会会長	診療に関する学識経験者の団体

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

大阪市二次医療圏（西部基本保健医療圏）（大阪市港区、大正区）

2. 参加法人

- ・医療法人尚信会（整形外科河村医院）
- ・医療法人邦明会（榎原クリニック）

3. 理念・運営方針

（理念）

「患者さんに優しく寄り添う医療とその連携」をモットーに、大阪市港区、大正区に住む全ての人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を進め、地域医療構想の確実な実現に寄与する。

（運営方針）

- ① 参加法人相互の機能分化、業務連携の核となる存在としてそれらを推進し、質の高い医療提供体制を実現する。
- ② 従事者の資質向上、相互連携、一体感の醸成により持続可能で安定した魅力のある地域医療の拠点としての成長を続ける。
- ③ 緊急時における情報共有、相互支援により安心・安全な地域医療に寄与する。
- ④ 医療と介護の連携を進め、地域包括ケアシステムの実現に貢献する。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

・在宅医療の提供体制における切れ目のない連携

在宅医療領域における参加法人の経験やノウハウをもとに、訪問診療、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防等を効率よく運用し参加法人相互連携や介護との連携、多職種連携に積極的に取り組み、実現することで地域に最適化されたシームレスな在宅医療の提供体制を実現する。

・医療・介護従事者の育成、人事交流

医療・介護従事者向け勉強会（接遇、医療安全、感染対策等）や研修業務に関する情報交換、共同実施に積極的に取り組み、医療・介護従事者の技術研鑽、資質を向上させるとともにネットワークの構築、一体感の醸成、多職種連携に関する知識、運用の向上にも繋げるように努める。さらにこれらの取組により必要とされる医療人材の確保・育成・交流・定着を目指す。

・患者・利用者の紹介、逆紹介の推進

参加法人間、地域の医療機関、介護施設との連携により、患者・利用者の紹介、逆紹介を円滑に進め、患者・利用者の利便性の向上に努める。

- ・感染症発生、災害等の緊急時における情報共有及び相互支援

緊急時に参加法人相互間及び地域での緊急連絡体制を整備するとともに緊急時に従事者の派遣や医薬品の供給等を通じて相互支援し、迅速かつ適切な医療の提供を実現し、もって安全、安心な地域医療に寄与する。

- ・地域包括ケアの推進

地域医療構想に基づき、参加法人それぞれの役割を再確認するとともに相互の連携を進め、また医療、介護、予防、住まい、生活支援等に関する地域の団体や組織との連携も併せて進めることで、患者・利用者の個別のニーズに合った地域包括ケアシステムの構築に積極的に寄与する。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

医療、介護、予防、住まい、生活支援等が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の各種取組を支援する。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。

地域医療連携推進法人の活動状況の確認について （「医療連携推進方針」の同意に当たっての条件案）

【現状】

地域医療連携推進法人の認定制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設された制度であり、大阪府では、その認定にあたっては、保健医療協議会（地域医療構想調整会議）の意見を聴いたうえで、医療審議会（医療法人部会）に諮問することとしている。

一方、認定後の当該地域医療連携推進法人の活動が、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たしているか、保健医療協議会において確認する手法がない状況となっている。

【保健医療協議会が地域医療連携推進法人の活動状況を確認する手法（案）】

- ・ 地域医療連携推進法人に、保健医療協議会の求めに応じ、その活動状況等を報告させる。
- ・ 保健医療協議会は、地域医療連携推進法人の活動状況を確認し、必要に応じ、意見を述べる。

具体的には、次の2点とする。

① 定期報告

理事会・社員総会の承認を受けた事業報告書等及び地域医療連携推進評議会の評価の報告

② 随時報告

保健医療協議会の求めに応じ行う活動状況等の報告

⇒ 地域医療連携推進法人の策定する「医療連携推進方針」の同意にあたっては、上記のとおり、同法人に、保健医療協議会の求めに応じその活動状況等を報告させることを条件としてはどうか。

（参考）

- 医療連携推進方針の公表（国通知「地域医療連携推進法人制度について」）
地域医療連携推進法人は、医療連携推進方針を常にインターネット等において公表すること。
- 業務実施状況についての評価結果の公表等（法第70条の13）
地域医療連携推進評議会は、地域医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。（法第70条の3第16項）
地域医療連携推進法人は、上記評議会の評価を公表しなければならない。
また、地域医療連携推進法人は、評議会の意見を尊重する必要がある。
- 大阪府知事への事業報告書等の届出（法第70条の14において準用する法第52条）
地域医療連携推進法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士等の監査報告書を大阪府知事に届け出なければならない。